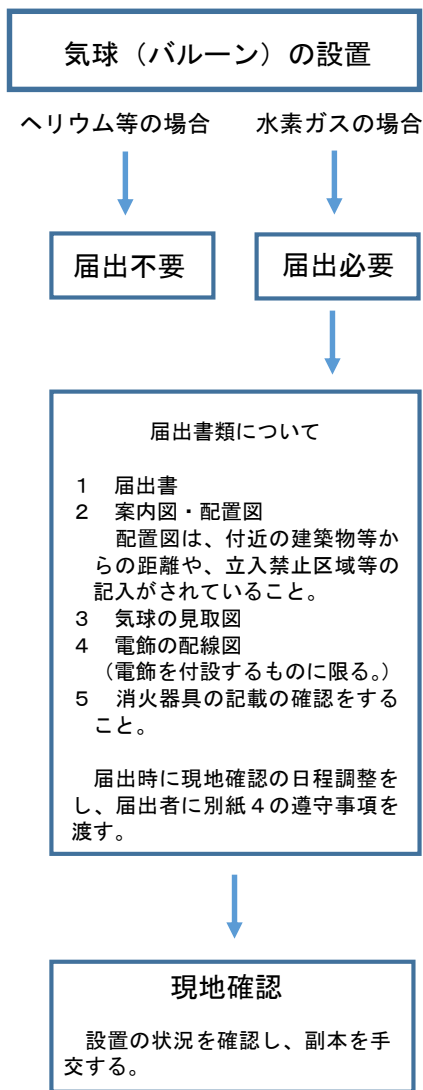


水素ガスを充てんする気球の設置届出受付事務要領フロー



水素ガスを充てんする気球の設置届出書

(1) 年 月 日									
(2) 那須地区消防本部消防長 様									
届出者 (3)									
住所 (電話)									
氏名 (印)									
設置請負者 (4)		住所 (電話)							
		氏名							
看視人氏名		(5) 他 名							
設置期間 (6)		掲揚		自 至					
		けい留		自 至					
設置目的		(7)							
設置場所		地名地番		(8)					
		地上又は屋上の別		(9)	用途	(10)	立入禁止の方法	(11)	
充てん又は作業の方法		日時		(12)		場所		(13)	
		方法		(14)		ガス置場		(15)	
構造	気球型		(16)		直径	(17)		材質	(18)
					体積	(19)		厚さ	(20)
	揚網 (21)		材質				太さ		
	電飾	電球の定格電圧		(22)		灯数	(23)		配線方式
電線の種類		(25)		断面積		(26)			
総重量		(27)		その他必要事項		(29)			
支持方法 (28)		掲揚							
		けい留							
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

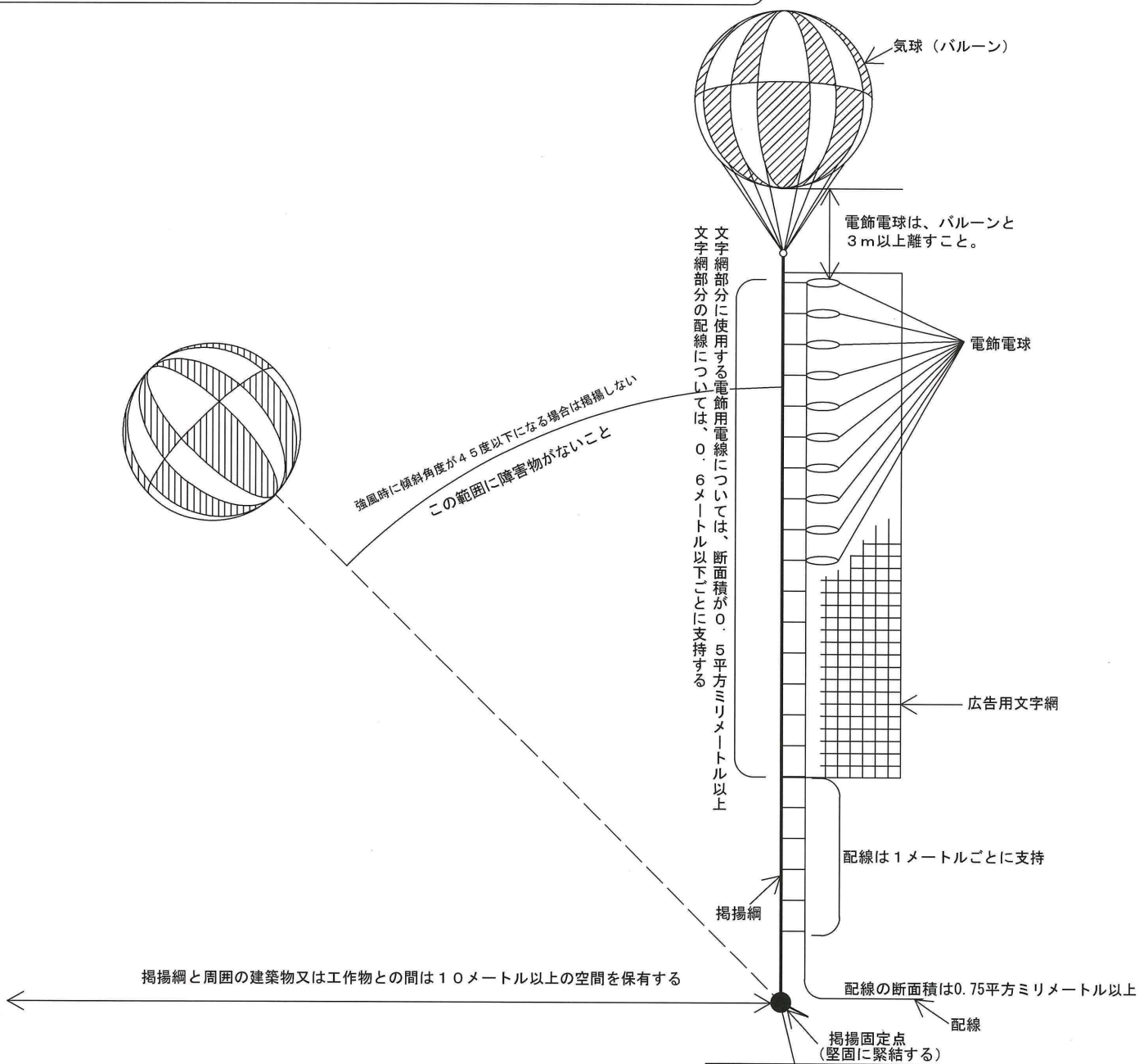
[水素ガスを充てんする気球の設置届出書]

項目		記入要領		
(1)年月日		届出書の提出年月日を記入します。		
(2)宛先		那須地区消防本部消防長宛とします。		
(3)届出者		届出者の住所、氏名及び電話番号を記入し押印します。(法人の場合は法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入します。)		
(4)設置請負者		設置を引き受けた者の住所、氏名及び電話番号を記入します。(法人の場合は法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入します。) *電話番号については、緊急時に連絡が取れる番号を記入してください。		
(5)看視人氏名		設置場所を常時看視できる者の氏名を記入します。		
(6)設置期間		該当する設置期間を記入します。		
(7)設置目的		設置する目的を記入します。 例) 店舗開店に伴う宣伝のため		
設置場所	(8)地名地番	設置する場所の地名地番を記入します。		
	(9)地上又は屋上の別	地上又は屋上のいずれかを記入します。		
	(10)用途	設置する場所の用途を具体的に記入してください。 例) 住宅展示場等		
	(11)立入禁止の方法	掲揚・けい留場所への立ち入りを禁止する方法を記入します。 例) 柵と看板を設置する等		
充てん又は作業の方法	(12)日時	充てんする日時を記入します。		
	(13)場所	充てんする場所を記入します。		
	(14)方法	充てんする方法を記入します。 例) 水素ボンベから減圧器を介し充てん等		
	(15)ガス置場	充てん時の水素ガス置場を記入します。		
構造	気球	(16)型	気球の型を記入します。 例) 丸型等	
		(17)直径	気球の直径を記入します。	
		(18)材質	気球の材質を記入します。 例) ゴム引き布製、塩化ビニール等	
		(19)体積	気球の体積を記入します。 *15m ³ 以下(ただし、観測又は実験等の場合は除く)	
		(20)厚さ	気球の厚さを記入します。	
	電飾	(21)揚綱	掲揚綱の材質及び太さを記入します。	
		(22)電球の定格電圧	(22)電球の定格電圧	電飾を付設する場合、電球の定格電圧を記入します。
			(23)灯数	電飾を付設する場合、設置される電球の数を記入します。
			(24)配線方式	電飾を付設する場合、該当しない文字を横線で消します。
			(25)電線の種類	電飾を付設する場合、電線の種類を記入します。
(26)断面積			電飾を付設する場合、電線の断面積を記入します。	
(27)総重量	気球の総重量を記入します。			
(28)支持方法	掲揚・けい留の支持方法を記入します。 例) アンカーフックに繋結等			
(29)その他必要事項	準備する消火器具を記入します。			

水素ガスを充てんする気球の設置届出について（図解）

***屋上設置について**

屋上に設置する場合は、その場所の最少幅員が気球の直径の2倍かつ、不燃材料で造った陸屋根であること
また、水平距離10メートル未満の距離に建築物又は工作物等が存しないこと



留意事項

- 1 那須地区消防組合火災予防条例第17条が遵守されていること
- 2 消火器具が準備されていること

遵守事項

水素ガスを充てんする気球を設置するにあたり、設置請負者様におかれましては下記の事項に留意してください。

- 1 操作者以外の者の立入を禁ずる掲示は、明確にすること。
- 2 掲揚綱・けい留の支持点については、堅固に緊結すること。
- 3 掲揚に際し、火気を使用する設備や工作物との間は10メートル以上の空間を保有すること。
- 4 気球の傾斜角度が45度以下となるような強風時には掲揚しないこと。
- 5 水素ガスを充てんする場合に、減圧しないまま注入する等不適切な方法で行われた場合は、ガスが多量に大気中に漏れるおそれがあるため、減圧器を用いて徐々に充てんすること。
- 6 水素ガスを詰め替える場合は、気球内のガスを完全に放出した後、改めて充てんすること。
- 7 看視人を不在にしないこと。(屋上設置で、明らかに人の出入りができない場合を除く)
- 8 必ず消火器具を準備すること。(水バケツ、消火器等)
- 9 事故発生時には、ただちに消防機関に通報すること。

参考 那須地区消防組合火災予防条例（第17条抜粋）

（水素ガスを充てんする気球）

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。』
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものをを用い、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
 - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行なうこと。
 - エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
 - オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行なうこと。
- (11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行なわないこと。